

川崎市上下水道局規程第16号

川崎市上下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

川崎市上下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程（平成3年川崎市水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（配偶者の定義）

第1条の2 条例第4条の5第1項に規定する「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第2条第1号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第5条第1号中「川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年水道部規程第5号）」を「新たに川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）」に改め、「の適用を受けない川崎市職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であった者（以下「上下水道企業職給料表の適用外であった者」という。）から人事交流等により引き続き上下水道企業職給料表」を削り、同条第7号中「上下水道企業職給料表の適用外であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改める。

第10条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加え

る。

- (3) 川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年川崎市水道局規程第10号）第17条の3第5項（同規程第19条第5項及び川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市水道局規程第5号）第21条において準用する場合を含む。）の規定により給与を減額された場合

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の川崎市上下水道局企業職員の単身赴任手当に関する規程（平成3年川崎市水道局規程第4号）第5条第1号及び第7号の規定は、この規程の施行の日前に新たに上下水道企業職給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。